

# 最大 1,500 万円

## 柏崎市



# 診療所開設支援のご案内

柏崎市では、市内で新たに診療所を開設する医師を応援するため、施設整備及び設備整備を行う開設者に対し、補助金を交付します。

令和2(2020)年1月

## (1) 対象になる方

次のいずれかに該当する診療所の開設者

### 1. 柏崎市において、新規に開設する診療所

※ただし、柏崎市以内での移転に伴って開設する診療所、開設者の変更に伴って開設する診療所は補助対象になりません。

### 2. 市内の診療所を譲り受け、又は引き継ぐことによって開設する診療所

※ただし、新たに開設者となる方が、診療所を譲り受け、又は引き継ぐ前から当該診療所で医師として従事していた場合は、補助対象とはなりません。

### <注意事項>

- ・ 補助対象者がこの補助金を申請できる回数は、1回限りです。
- ・ 柏崎市からの補助金交付の内示通知を受けるまでは、補助事業に着手してはなりません。



## (2) 補助金額

### ●新規開設の場合

補助区分	補助対象経費	補助率 及び 限度額
施設整備費補助	100万円以上の建物取得費、建物工事費又は建物改修費	ア 補助率 1/2 ただし、診療科目が小児科又は産科の場合は、2/3 イ 補助限度額 1,000万円
設備整備費補助	1台10万円以上の医療機器の購入費	ア 補助率 1/2 ただし、診療科目が小児科又は産科の場合は、2/3 イ 補助限度額 500万円

(裏面につづく)

●継承開設の場合

補助区分	補助対象経費	補助率 及び 限度額
施設整備費補助	100万円以上の 建物改修費	ア 補助率 1/2 イ 補助限度額 500万円
設備整備費補助	1台10万円以上の 医療機器*の購入費	ア 補助率 1/2 イ 補助限度額 250万円

<注意事項>

医療機器とは、薬事法に基づく医療機器であり、医療機器承認番号等が付された医療機器のことをいいます。



(3) 補助金申請に必要な書類

●施設整備費補助

1. 施設整備事業計画書
2. 医師免許証
3. 図面（平面図、立面図等）
4. 見積書

●設備整備費補助

1. 設備整備事業計画書
2. 医師免許証
3. 医療機器のカタログ
4. 見積書



<注意事項>

施設整備及び設備整備に着手する6か月前までに1度ご相談ください。

<お問い合わせ先>

柏崎市福祉保健部国保医療課 地域医療係  
〒945-8511 新潟県柏崎市中央町5番50号  
電話 0257-43-9141 FAX 0257-24-7714(代)  
ホームページ: <http://www.city.kashiwazaki.lg.jp>  
e-mail: [kokuho@city.kashiwazaki.lg.jp](mailto:kokuho@city.kashiwazaki.lg.jp)



海の大花火大会（尺玉100発一斉打ち上げ）